

常備職之中、又當局長押田、及常務理事
 飯田十九、初公ニ封シテ、特ニ是立テ、部長ノ家ニ
 招致シ、解任ノ趣意ヲ伝テ、令其ノ子孫
 子孫、為止ルナク、元ノ元ルル、福解、マレ、ト
 留滞スル、即、ア、リ、タ、リ
 以上ノ如ク、此、一、般ノ良、場、利、ニ、達、シ、ル、ル、ニ、
 一、同、ノ、職、ニ、ト、テ、之、出、席、是、其、次、及、解、任、手
 常、等、也、也、

一、解任及手常

常備職ニ

- (1) 遠先手常 (七日分) 豫年如了十四日ニ封スル
 事、白、信、ト、シ、テ、
- (2) 解任手常 勤続七年 (未滿之令也) ニ封シ、白信
 十八日分、五年ヲ増ス、ト、ニ、七、日、分、ヲ、後、又、
- (3) 外ニ、餉、別、ト、シ、テ、十、日、乃、至、十、五、日、(一、常、備、職、初、期、) 其、時、

慰勞料 (俸以上ノ位任職ニ封シ、廿四乃正出十四)

賞与金 (職上ノ位任分ノ一、積立金、金、額、也、也)

其、協、定、(本人ノ御手取ノ額、金、額、也、也、)

積立金 (元ノ二割)

臨時職ニ封シ、八